

令和3年度 事業報告（案）

➤ 区市町村による協議会の設立促進・活動支援や、広く都民への啓発活動などを実施するとともに、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援に関する情報を共有する取組を実施

1 会議のオンライン開催

⇒ 協議会構成員、区市町村などによる居住支援や生活支援の取組に関する情報提供を行った。感染症拡大防止の観点から、全てオンライン開催とした。

- ・第1回幹事会（令和3年 4月28日）
- ・総会（令和3年 6月23日）
- ・第2回幹事会（令和3年 11月18日）

2 東京都居住支援協議会パンフレットの改定（6,800部作成）

⇒ 令和3年2月に発行した居住支援協議会パンフレットの改定を実施（令和4年2月）。令和3年度協議会に参加していただいた居住支援法人を追加。居住支援法人の紹介については、法人の紹介内容を充実させるため、賛同いただいた法人において、特に力を入れてサポートしている対象者を追加。居住支援協議会設立区市については、要配慮者への利便性を考慮して相談窓口や不動産店との協力状況等を追加。東京都居住支援協議会ホームページへは、居住支援法人の活動の紹介データを先行して掲載

＜パンフレット内容＞

- ・居住支援協議会とは（取組の方向性など）
- ・住宅確保要配慮者に必要なサービスのイメージ
- ・住宅確保要配慮者に対する施策
- ・東京都居住支援協議会について（居住支援法人の活動内容紹介など）
- ・都内の居住支援協議会設立区市の活動
- ・居住支援に活用できる様々な制度

3 セミナーの開催

各団体が積極的に情報交換をし、連携を図るためのきっかけを得る場となるよう、対象者の異なる2つのセミナーを開催。感染症拡大防止の観点から、全てオンライン開催とした。

- ・区市町村担当者向けセミナー（令和3年 12月24日）
- ・都民等（賃貸住宅の貸主、不動産関係業者、居住支援団体、区市町村職員、都民）向けセミナー（令和4年 3月25日）

4 賃貸住宅オーナー向けチラシの改定（42,000部作成）

⇒ 住宅セーフティネット制度の周知・普及や住宅の登録促進に係る取組として、賃貸住宅オーナー向けチラシを作成（令和4年2月）。区市町村及び東京都居住支援協議会構成員ほか、賃貸住宅オーナーへ広く周知されるよう、不動産関係団体へ要請し、団体会員へ配布

『賃貸住宅オーナーの皆さまへ 高齢者、障害者、低額所得者等で住まいにお困りの方々がいます』

<チラシ内容>

- ・住宅セーフティネット・居住支援の仕組みイメージ図
- ・セーフティネット専用住宅への登録シミュレーション
- ・用語解説
- ・都の指定する居住支援法人一覧
- ・セーフティネット住宅登録の問い合わせ先

5 区市町村による居住支援協議会の設立促進、活動支援に向けた取組

⇒ 協議会の設立を検討している区市から、設立に向けた相談を個別に受けるなどした。

<協議会設立に向けた最近の区市の動き>

- ・立川市 令和3年9月設立
(令和3年度末時点で、都内26区市で設立)

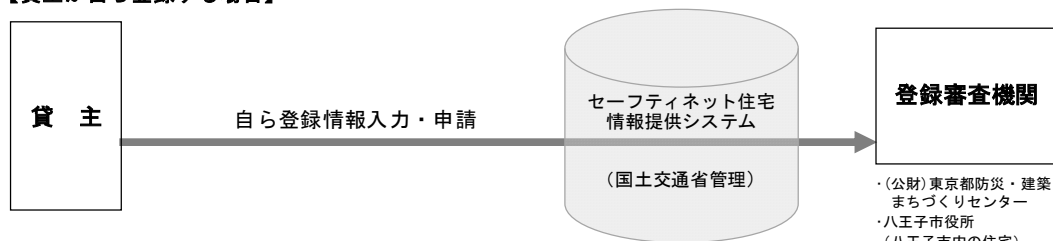
6 セーフティネット住宅の登録促進に係る取組

東京ささエール住宅として登録を希望する際に必要な「セーフティネット住宅情報提供システム」への入力事務を、期間限定で支援する取り組みを実施した。

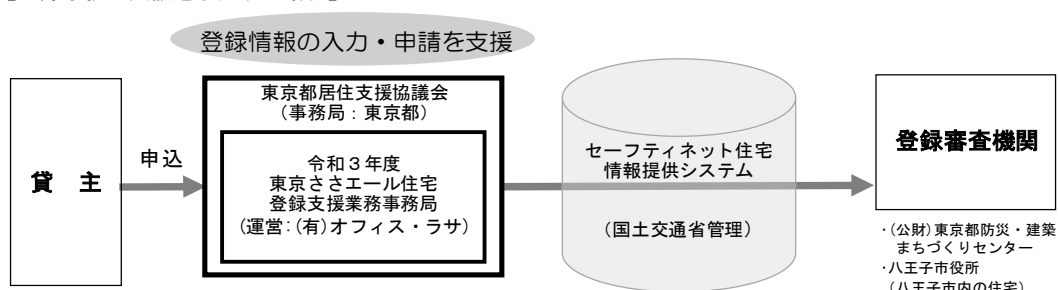
昨年度よりも長い受付期間とし、全体で6戸(4棟)が登録され、問い合わせ件数は9件。

- ・受付期間(期間限定) 令和3年9月13日(月)から令和4年2月18日(金)まで
- ・業務内容 登録申請代行に係る問い合わせ対応、書類の受付・確認、セーフティネット住宅登録情報システムにおける入力支援、周知活動用チラシの作成

【貸主が自ら登録する場合】



【登録事務の支援を活用する場合】



セーフティネット住宅登録支援の流れ

この内容により、国へ実績報告を行い、国庫補助金を受け入れました。